

京都市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成18年8月1日

京都市監査委員 青 木 善 男
同 久 保 省 二
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

1 氏名及び住所

氏 名	住 所
中野 雄介	京都市北区上賀茂岡本口町37番地 ノールヴァーグ北山102
小西 一成	京都市下京区油小路通木津屋橋下る北不動堂町 522番地1 アンビエント京都駅前408号
宮岸 雅英	京都市北区小山堀池町26番地
村尾 慎哉	滋賀県大津市仰木の里東6丁目8番10号
林 徹郎	京都市左京区下鴨北園町36番地3
千代田邦夫	京都市右京区梅津大縄場町6番地の6 嵐山口イタルハイツ3号棟301

2 事務を補助できる期間

平成18年8月1日から平成19年3月31日まで

(監査事務局第一課)